

揭示文書一覽(市長分)

令和7年10月15日

種別	番号	題 名	主 管 課
告示	525	督促状の公示送達について	納税課
公告	585	中播都市計画事業阿保土地区画整理事業の保留地の売却に係る一般競争入札について	姫路駅周辺・阿保地区整備課

【 閲覧用 】
持ち帰り厳禁

姫路市告示第 525号

令和 7年10月15日

姫路市長 清 元 秀 泰

督促状の公示送達について

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、下記の書類を
保管しているので、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

記

1 送達を受けるべき者の氏名

高橋 富貴也

2 送達すべき書類

令和7年度（2025年度）軽自動車税（種別割）に係る督促状

姫路市公告第 585号

令和 7年10月15日

姫路市長 清 元 秀 泰

中播都市計画事業阿保土地区画整理事業の保留地の売却に係る一般
競争入札について

中播都市計画事業阿保土地区画整理事業の保留地の売却につき、下記のとおり一般競争入札を実施するので、姫路市保留地処分規則（平成9年姫路市規則第27号）第8条第1項の規定により公告する。

記

1 入札物件、入札日時、入札場所、開札日時及び開札場所

別紙「入札物件一覧」のとおり

入札及び開札時間については、別途入札参加者に通知する。

2 入札参加資格

姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当する者は、入札に参加することができない。

3 入札参加申込書の配布

入札参加申込書は、次のとおり配布する。

(1) 期間 令和7年（2025年）10月16日から11月19日まで。ただし、姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く。

(2) 時間 午前9時00分から午後5時00分まで。ただし、午後0時から午後1時までを除く。

(3) 場所 姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所本庁舎7階 姫路駅周辺・阿保地区整備課

4 入札参加申込書の受付

(1) 入札参加申込書は、次のとおり受け付ける。

ア 期間 令和7年（2025年）11月17日から同月19日まで

イ 時間 午前9時00分から午後5時00分まで。ただし、午後0時から午後1時までを除く。

ウ 場所 姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所本庁舎7階姫路駅周辺・阿保地区整備課

(2) 郵便による入札参加申込書の提出は、受け付けない。

5 入札に関する図書の閲覧

入札に付する物件の位置図、物件調書、案内書等の入札に関する図書は、次のとおり閲覧に供する。

(1) 期間 令和7年（2025年）10月16日から11月19日まで。ただし、本市の休日を除く。

(2) 時間 午前9時00分から午後5時00分まで。ただし、午後0時から午後1時までを除く。

(3) 場所 姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所本庁舎7階姫路駅周辺・阿保地区整備課

6 入札保証金

(1) 入札参加者は、入札の際、別紙「入札物件一覧」に記載する入札保証金を本市が発行する納付書で期日までに納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者を除き、令和8年（2026年）1月30日に指定口座に返還する。

(3) 落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当できる。

(4) 入札保証金には、利息を付けない。

7 契約保証金

(1) 落札者は、契約締結の際、契約保証金として契約金額の100分の10以上（1円未満切上げ）の金額を、納付書により納付しなければならない。ただし、落札者は、入札保証金を契約保証金の一部として充当することができる。

- (2) 契約保証金には、利息を付けない。
- (3) 売買契約締結時に落札価額の全額を納付する場合は、契約保証金の納付を要しない。

8 入札の執行

- (1) 入札書は所定のものを用い、入札者の住所及び氏名又は所在地、名称及び代表者名を記入の上、押印し、金額を鮮明に記入すること。
- (2) 入札書は封筒に入れ、表面に「入札書姫路駅周辺・阿保地区整備課」及び物件番号を書き、裏面に入札者の住所及び氏名又は所在地、名称及び代表者名を記入の上封印し、入札開始日時以後、入札終了日時までに差し出すこと。
- (3) 入札参加者が代理人であるときは、入札前に必ず委任状を係員に提出すること。
- (4) 提出済みの入札書は、事由のいかんにかかわらず引換え、変更又は取消しを行うことができない。
- (5) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札参加資格を欠く者がした入札

イ 入札書が所定の日時までに差し出されない入札

ウ 入札者若しくはその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札

エ 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札

オ 入札書に金額、氏名若しくは名称若しくは押印のない入札又はこれらが鮮明でない入札

カ 代理人による入札の場合において、入札書に代理人の氏名若しくは押印のない入札又は委任状の提出のない入札

キ 金額を訂正した入札

ク 入札保証金が納付されない入札

ケ 郵便により差し出された入札

コ 最低処分価格を下回る金額の入札

サ 入札書が所定の物件番号と異なる入札

9 開札の執行

- (1) 開札は、開札時間以後に入札者の面前で行う。ただし、入札者又はその代理人が開札場所に出席しない場合は、市の指定した者を立ち会わせて開札する。この場合、異議の申立てはできない。
- (2) 入札者のうち、予定価格以上の最高の価格をもって申込みをした者を落札者と決定する。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を定める。

10 契約の締結及び売買代金の納付

- (1) 落札者は、保留地売却決定通知を受けた日から10日以内に本市所定の契約書により契約を締結しなければならない。
- (2) 売買代金の納付については、次のいずれかの方法によらなければならない。
 - ア 売買契約締結時に、売買代金の全額を納付する方法
 - イ 売買契約締結時に、契約保証金を納付し、契約締結の日から60日以内に落札価額の全額を納付する方法
- (3) 落札者が保留地売却決定通知を受けた日から10日以内に契約を締結しないときは、その落札は無効となり、入札保証金は、市に帰属する。
- (4) 落札者が契約締結の日から60日以内に落札価格の全額を納付しないときは、売買契約を解除し、契約保証金は、市に帰属する。

11 物件の引渡し及び登記

物件の引渡しは、売買代金完納後、現状有姿のまま行い、その後、本市において保留地台帳（登記事項証明書にかわるもの）に記載する。

保留地売買契約に係る保留地の所有権移転登記は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第107条第2項の規定による換地処分に伴う登記の完了後に市長の嘱託により行い、所有権移転登記に要する費用は、当該保留地売買契約の買受者（姫路市保留地処分規則第23条の規定により保留地の譲渡があった場合は、譲渡を受けた者）の負担とする。

12 契約不適合責任

民法（明治29年法律第89号）第562条第1項本文及び第565条の定めに

かかわらず、売買物件（前項の規定により引き渡された物件をいう。以下同じ。）の種類、品質（土壌汚染、地中障害物等を含む。）又は数量に関して、市は買受者（前項の規定により売買物件の所有権を取得した者をいう。以下同じ。）に対して一切の担保責任を負わない。ただし、買受者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合は、売買物件を引き渡した日から2年間は、この限りでない。

1.3 その他

- (1) 買受者は、自己又は第三者をして、売買物件を暴力団（姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者（暴力団又は暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）と社会的に非難されるべき関係を有するものをいう。）の事務所（暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。以下「暴力団事務所等」という。）の用に供してはならない。
- (2) 買受者は、売買物件が暴力団事務所等の用に供されることになることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転させてはならない。
- (3) 市は、買受者が次のアからエまでのいずれかに該当する者であると判明したときは、催告をすることなくこの契約を解除することができる。

ア 暴力団又は暴力団員であるとき。

イ 暴力団員が役員（法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）において、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、当該法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものと同様以上の支配力を有するものと認められるものをいう。以下同じ。）として経営に関与している者であるとき（実質的に関与している場合を含む。）。

ウ 暴力団員を相当の責任の地位にある者（役員以外で業務に関し、監督する責任を有する使用人をいう。以下同じ。）として使用し、又は代理人として選任している者であるとき。

エ 次に掲げる行為をした者を、役員等（法人等にあつては役員その他経営に実質的に関与している者又は相当の責任の地位にある者をいい、個人にあつてはその者又は経営に実質的に関与している者若しくは相当の責任の地位にある者をいう。以下同じ。）としている者であるとき。

(ア) 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えるため、暴力団若しくは暴力団員の威力を利用する行為

(イ) 暴力団又は暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図る行為

(ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

(4) 市は、前号の規定によりこの契約を解除した場合において買受者に損害が生じたときであっても、その責めを負わないものとする。

1 4 問合せ先

姫路駅周辺・阿保地区整備課（電話 079-221-2561）

別紙 入札物件一覧

(土地)

物件 番号	符号	地積 (㎡)	最低処分価格 (円)	入札保証金 (円)	入札日
1	1 1 街区 9 号	135.00	15,930,000	480,000	令和7年12月17日(水)
2	1 0 8 街区 1 0 号	229.32	20,868,120	630,000	
3	1 2 4 街区 1 4 - 1 号	62.86	4,701,928	150,000	
4	1 3 1 街区 3 号	103.78	10,533,670	320,000	
5	1 3 2 街区 7 号	218.53	20,607,379	620,000	

入札場所：姫路市安田四丁目 1 番地 姫路市役所本庁 1 0 階 第二会議室

開札場所：姫路市安田四丁目 1 番地 姫路市役所本庁 1 0 階 第二会議室